

北上川上流地域森林計画書 (案)

(北上川上流森林計画区)

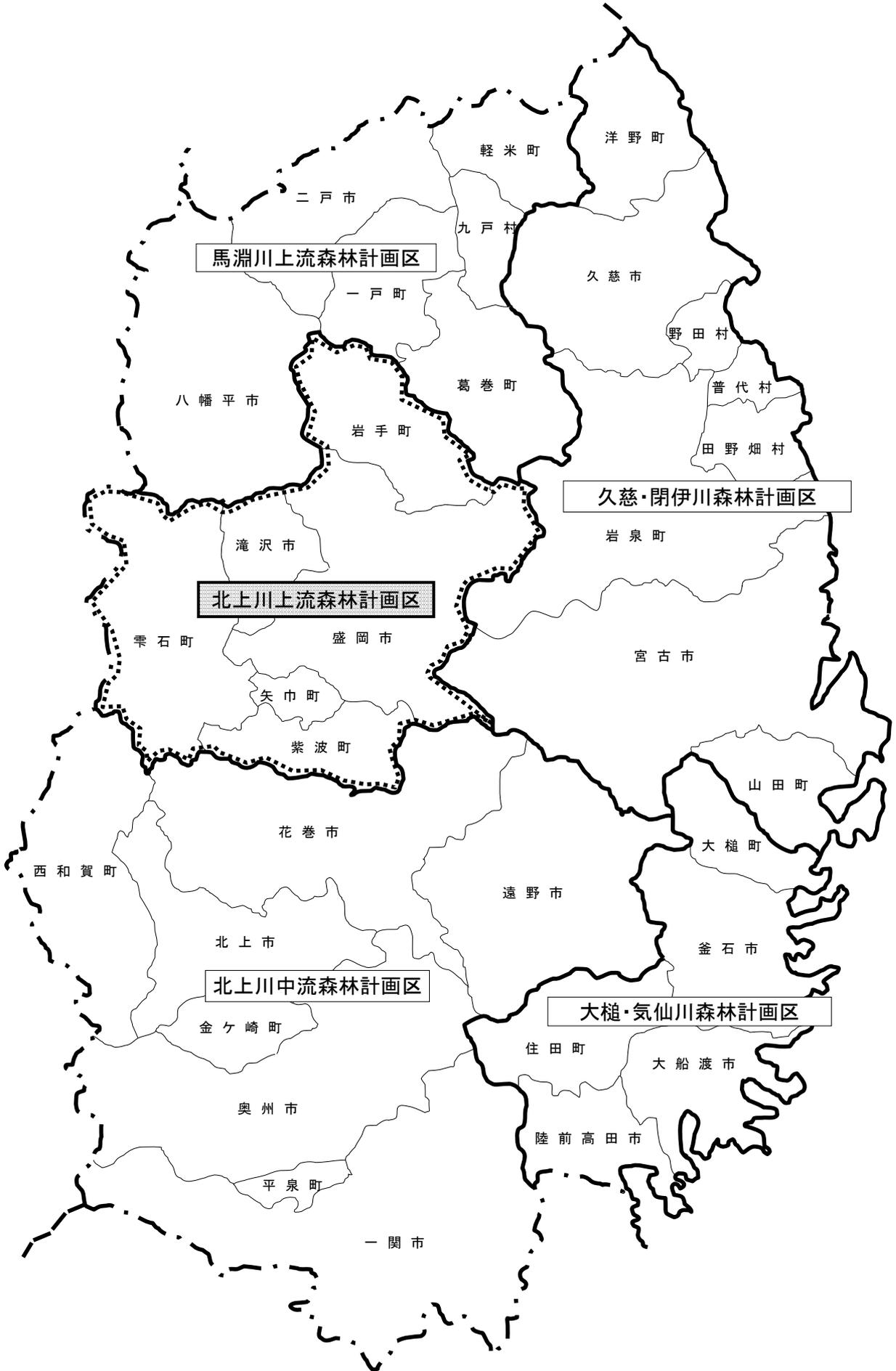
計 画 期 間

自 令和 8年 4月 1日

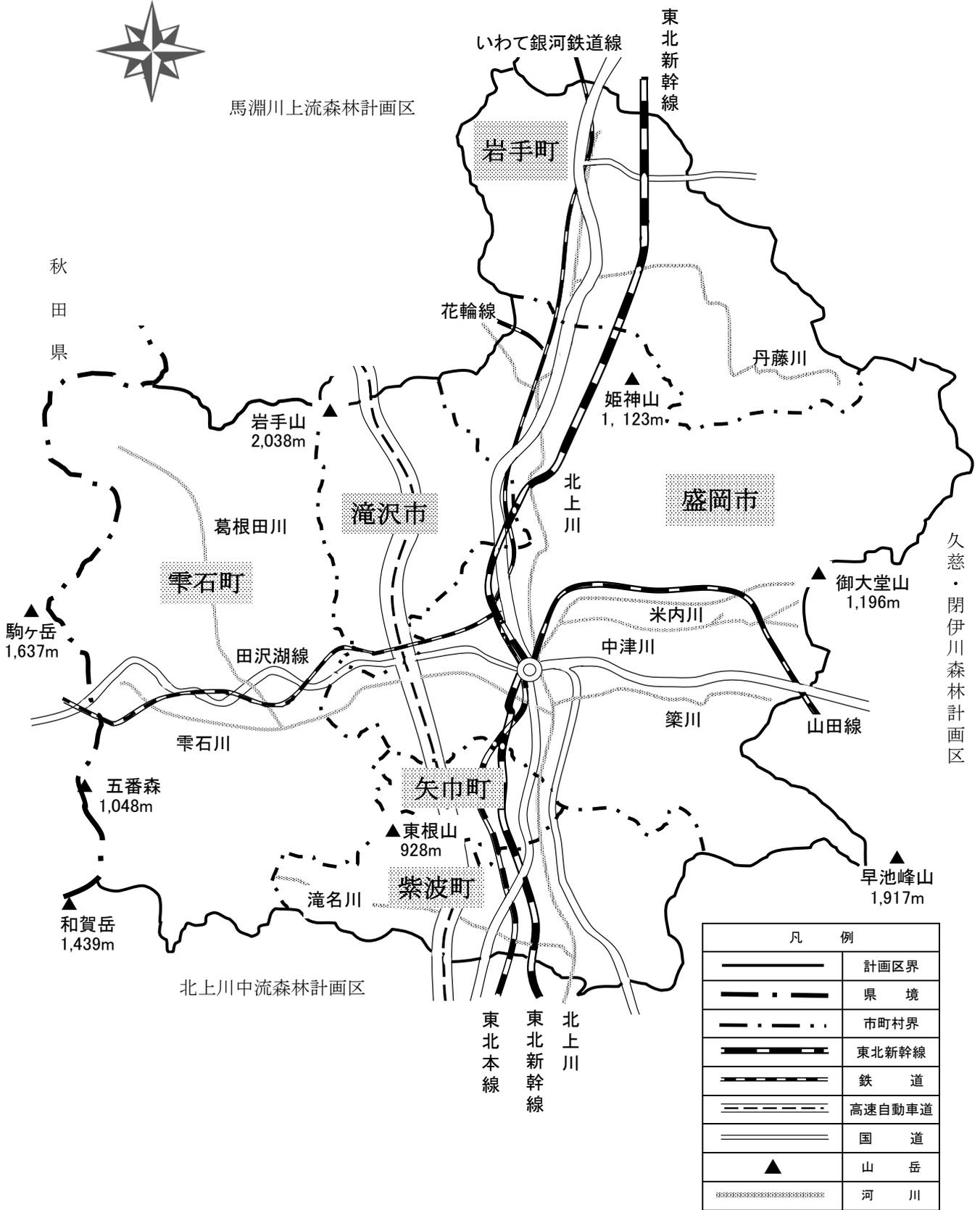
至 令和18年 3月31日

令和7年度樹立

岩 手 県



北上川上流森林計画区概況図



凡 例	
———	計画区界
- . - . - .	県 境
- . . . - . . .	市町村界
———	東北新幹線
———	鉄 道
———	高速自動車道
———	国 道
▲	山 岳
———	河 川

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職氏名

農 林 水 産 部	部	長	佐 藤 法 之
	林 務 担 当 技 監		砂子田 博
森 林 整 備 課	総 括 課 長		高 芝 俊 雄
	技術主幹兼計画担当課長		泉 憲 裕
	主 任 主 査		鈴 木 将 人
	技	師	菅 井 竣 矢
	技	師	森 航 大
	技	師	進藤 真由子

2 樹立従事期間

自 令和7年4月1日

至 令和7年12月 日

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要	1
(1) 位置、地形	
(2) 地質、土壌	
(3) 気候	
(4) 社会経済的背景	
(5) 森林・林業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
(1) 実行結果	
(2) 評価	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
(1) 計画策定の基本方針	
(2) 施業方法別の森林整備	
(3) 目標設定の考え方	
4 主な計画量の概要	9
(1) 主伐等伐採立木材積	
(2) 造林・間伐面積	
(3) 林道の開設及び拡張	
(4) 保安林の指定又は解除	
(5) 治山事業	
5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）	11
(1) 県産木材の利用拡大に向けた取組	
(2) 伐採作業の安全確保に向けた取組	
(3) 森林経営管理制度の推進	
(4) 原木しいたけの産地再生に向けた取組	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	13
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	19
第3 森林の整備に関する事項	20
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	27
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	30
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	34
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	

(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	37
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	40
1 森林の土地の保全に関する事項	40
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	45
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	46
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	47
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	50
1 保健機能森林の区域の基準	50

2	その他保健機能森林の整備に関する事項	51
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
第6	計画量等	53
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	53
(1)	計画期間総数（令和8年度～令和17年度）	
(2)	前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）	
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	53
(1)	計画期間総数（令和8年度～令和17年度）	
(2)	前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）	
3	間伐面積	54
4	林道の開設及び拡張に関する計画	55
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	57
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	60
第7	その他必要な事項	61
1	保安林その他制限林の施業方法	61
2	その他必要な事項	69
(1)	森林関連情報の収集・精度向上の推進	
(2)	林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置、地形

本計画区は、県の内陸部のほぼ中央に位置し、東は北上高地、西は奥羽山脈で秋田県と接し、その中間に北上川流域の平坦地を有する2市4町を包括する地域である。

北上川上流森林計画区の行政区域

単位 面積：ha

行政区域		区域面積
管轄県行政機関	市町村	
盛岡広域振興局	盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町	234,451

資料：令和6年 全国都道府県市区町村別面積調

本計画区の地形は、西側に奥羽山脈、東側に北上高地、これらに挟まれた北上川沿いの丘陵及び平野の3地域に大別することができる。

岩手、秋田の県境部には奥羽山脈の1,000m級の山地が南北に連なり、東側に移行するにつれて次第に標高が低くなり、北上川沿いの低地帯へと変わる。北上川の支流である雫石川を境にして北部には、岩手山、駒ヶ岳等を中心とした火山山地、南部には東根山を中心とした山地地形が発達している。

北上高地の地形は一般に起伏が少なく、中央部には高原状の小起伏山地が発達している。その東西は比較的傾斜の急峻な起伏量の大きい山地地形となっており、本計画区においても標高700～800mにかけて早坂高原や外山高原など高原性小起伏山地がある。

また、北上川の支流に沿って発達した地形として、一本木周辺の火山性丘陵地と雫石盆地並びに北上川低地、滝名川の扇状地帯がある。

(2) 地質、土壌

奥羽山脈地域の地質は、新期火山噴出物や第三紀安山岩類、堆積岩などによって占められている。一方、北上高地の大部分は古生層を地質基盤とし、姫神山周辺には花崗岩類、また早池峰山周辺では蛇紋岩が古生層の基盤を貫き、その上部に小規模に分布している。火山性丘陵地においては、新期火山碎屑物で覆われている。雫石川以北の各火山山地の標高700～800m以下の山腹斜面及び裾野にかけて黒ボク土壌が広く分布する。このうち岩手山の北東部に当たる一本木から盛岡市好摩にかけては岩手山噴

出の火山砂礫層を介在する粗粒質の黒色土壌が分布する。

また、この地域では、標高が700～800m以上になると冷湿気候の影響によって生成されたポドゾルが出現するようになる。

雫石川以南の山地は、北部の火山山地に比べて地形の開析が進んでいて、分布している土壌は褐色森林土壌が主である。

北上高地の土壌母材は、古生層及びこれに貫入する火成岩類の風化物である。北上川沿いの標高200～500mの低地地区のうち盛岡以南は赤褐色系、黄褐色系の褐色森林土壌の分布が広がっているが、盛岡以北では同様の地形であっても黒色土壌の分布になっている。

(3) 気候

本県の気候は、緯度、経度、地形、海岸からの距離、海拔高度の違いによる各季節の気温、乾湿の変化から、三陸海岸、北上高地、内陸平野、西部山沿いの4つの気候地帯に区分されている。

本計画区は北上高地、内陸平野、西部山沿いの3気候地帯にまたがっている。

北上高地地域では、冬季の季節風による積雪量は奥羽山脈地域よりは全般に少ないが、標高の高い地区ではかなりの積雪がある。

北上川沿いの内陸地域は、奥羽、北上の両地域より降雪量は少ないが、気温の日較差や年較差の大きい内陸性気候の特徴を示している。

奥羽山脈地域は、冬季に季節風の影響を強く受ける地域で積雪量が特に多い。

(4) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、県土の15.3%にあたる23万4,451haで、その内訳は、森林69%（民有林62%、国有林38%）、水田8%、畑6%、宅地4%である。

イ 人口の動態

本計画区の令和6年における人口は41万9,867人、世帯数は19万8,956世帯となっており、令和元年に比べ人口は3.7%減少、世帯数は3.2%増加している。

ウ 地域産業の概要

本計画区の令和2年における就業人口は、21万6,356人。産業別の割合は、第1次産業5%、第2次産業16%、第3次産業77%と、第3次産業の占める割合が高い。

産業別の割合を平成27年と比べると、第1次産業で0.8ポイント減少、第2次産業で0.6ポイント減少、第3次産業で1.1ポイント増加している。

また、令和4年度の総生産額は1兆6,554億円である。これは県全体の35%を占めている。

(5) 森林・林業の概況

本計画区の民有林面積は10万1千haで、民有林全体の13%、蓄積は2,359万m³で本県

民有林の12%を占めている。

なお、基準年次（令和2年度～令和6年度）間の林地の異動状況については、林地開発等により、552haの減少となっている。

本計画区の令和6年度における民有林の現況は、次のとおりである。

ア 針葉樹、広葉樹別の割合は、立木地面積9万7千haのうち針葉樹50%、広葉樹50%となっている。蓄積2,358万7千 m^3 のうち針葉樹71%、広葉樹29%となっており、蓄積は針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林率は、民有林面積の43%で県全体の41%を上回っている。

イ 針葉樹の樹種別割合は、針葉樹面積4万9千haのうちスギ33%、アカマツ33%、カラマツ32%、蓄積1,683万 m^3 のうちスギ43%、アカマツ31%、カラマツ22%となっており、面積ではスギやアカマツが、蓄積ではスギの割合が高くなっている。

ウ 所有形態別面積は、私有林が8万2千haで、計画区面積の81%を占め、次いで県有林10%、市町村有林9%となっている。

エ 林道等基幹路網の整備状況は、令和6年度末までに総延長で525km開設され、林道密度は5.2m/haで、県平均密度5.8m/haを下回っている。

また、林内道路延長は1,711kmとなっており、林内道路密度は16.8m/haで、県平均密度16.8m/haと同程度となっている。

オ 令和5年次の素材生産量（推定値）は12万4千 m^3 で県全体の10%となっており、このうち針葉樹は10万2千 m^3 、広葉樹は2万2千 m^3 となっている。

カ 木材市場や製材、プレカット加工等の木材流通・加工施設が整備されており、素材生産から加工・流通に至る体制のもと、木材供給が行われている。

キ 令和5年次の生しいたけ生産量は、原木84t、菌床190t、計274tとなっており、特に原木生しいたけの生産量は県全体の76%を占めている。

ク 松くい虫被害について、令和6年度の被害量は587 m^3 となっており、令和元年度から658 m^3 減少している。監視の強化や被害木の駆除、樹種転換の促進に加え、平成28年7月に岩手町内の国有林及び民有林内に防除帯を設置するなど、国や市町、林業関係団体等と連携し、被害防止に向けて取り組んでいる。

ケ 都南つどいの森や外山森林公園、滝沢森林公園など、利用者が気軽に森林とふれあうことができる施設が整備されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

本計画区の前計画（令和3年度～令和12年度）における前半5か年分（令和3年度～令和7年度）の主な計画の実行結果については以下のとおりとなっている。

計画事項	区分	前計画	実行	実行率
伐採	主伐材積	590 千m ³	472 千m ³	80 %
	間伐材積	400 千m ³	191 千m ³	48 %
	計	990 千m ³	663 千m ³	67 %
造林	人工造林面積	1,390 ha	1,003 ha	72 %
	天然更新面積	1,450 ha	2,464 ha	170 %
	計	2,840 ha	3,467 ha	122 %
間伐	間伐面積	6,820 ha	3,560 ha	52 %
林道開設	開設延長	5,500 m	—	—
	拡張延長	11,750 m	23 m	0 %
	計	17,250 m	23 m	0 %
保安林	指定面積	2,690 ha	388 ha	14 %
	解除面積	10 ha	—	—
治山事業	施行地区数	9 地区	9 地区	100 %

注 主伐の実行量は、令和3年次～令和5年次の実績に令和6年次～令和7年次の見込み量を加えたもの。

その他の実行量は、令和3年度～令和6年度の実績に令和7年度の見込み量を加えたもの。

単位未満を四捨五入しているため、区分の合計と計が一致しない場合がある。

(2) 評価

伐採材積について、伐期を迎えたカラマツを中心に伐採が進み、主伐材積は計画の80%となったもの、間伐材積は計画の48%の実行率となり、総量では計画の67%の実行率となっている。

造林については、伐採跡地への再生林の促進等により、人工造林面積で計画の72%の実行率となっており、加えて、天然更新が計画量を上回る結果となったことから、総量において計画量を上回る実行率となっている。

間伐については、県が策定した「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」において間伐目標面積を設定し、目標達成に向けて取り組んでいるが、近年の国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、間伐を担う作業員を確保することが難しくなってきていることなどより、計画の52%の実行率となっている。

林道について、社会経済情勢による公共事業予算の削減や地域との調整に時間を要したことなどから、計画の0.1%の実行率となっている。

保安林の指定については、公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進し、計画面積の達成に向けて取り組んでいるが、森林所有者の理解が得られないなどの理由により、計画の14%の実行率となっている。

治山事業については、県が策定した治山事業四箇年実施計画（第3期 令和元年度～令和4年度）及び治山事業四箇年実施計画（第4期 令和5年度～令和8年度）に基づき取組を進め、計画量の100%の実行率となっている。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林に対する県民の要請は、木材等の林産物の供給や水源の涵養^{かん}、県土の保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化している。

本計画樹立に当たっての基本的な考え方は、令和3年6月に閣議決定された、「森林・林業基本計画」及び令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」に基づくとともに、本県森林の持続的な森林経営を促進する観点から次のとおりとする。

なお、この実行に当たっては、森林所有者、林業・木材業者、森林組合等のもとより、県民一人ひとりが受益者としての立場で、森林の育成に向けた主体的な取組を行うことが必要である。

(1) 計画策定の基本方針

ア 森林資源の循環利用

将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、保育・間伐等の森林整備を実施する。また、近年の木材需要に対応して伐採された跡地については、再造林等により確実な更新を図り、森林資源の循環利用を促進する。



イ 公益的機能に配慮した多様な森林整備

森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育・間伐等のほか、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。



ウ 森林環境の保全の推進

県民の安全で安心な暮らしと豊かな環境づくりのため、森林の有する水源の涵養^{かん}、山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する森林について、計画的な保安林指定と保安施設事業を推進する。

また、自然環境や景観を維持する必要がある森林については、環境に与える影響に配慮した施業を行い、森林環境の保全に努める。

エ 林道等路網の整備

林道等路網整備の推進に当たっては、計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置やコストの縮減を図るとともに、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮する。

また、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、作業を行う林業機械や、傾斜に応じて林道(林業専用道を含む)及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進する。



オ 森林施業の合理化及び林業の担い手育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、森林経営計画作成への助言・指導や林内路網整備、高性能林業機械の導入などにより、低コストで効率的な作業システムの構築を促進するとともに、これを担う林業経営体の育成を進める。

(2) 施業方法別の森林整備

ア 育成単層林

地形、土壌条件、植生等の自然条件から見て、高い林地生産力が期待される森林等に対して、林業機械の導入や路網整備等の基盤強化を通じ、健全な森林の維持造成や木材の持続的な安定供給を図るため、伐採後の植栽や保育・間伐等の作業を積極的に実施する。



皆伐・植栽ほか

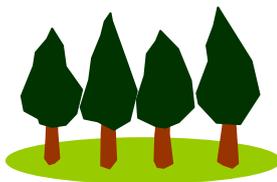


保育・間伐



イ 育成複層林

公益的機能の発揮に対する要請が高い森林や、成長量が低い森林等において、林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成するよう、自然環境に配慮した森林の形成を図る。



択伐・植栽ほか

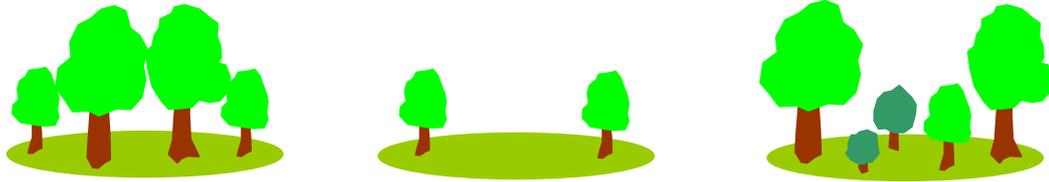


保育・間伐



ウ 天然生林

主として天然力の活用により多様で健全な森林を育成し、その中で公益的機能や木材生産機能等の発揮を図る。



(3) 目標設定の考え方

この計画の策定に当たっては、上記の基本的な考え方に沿って、森林に対する県民の多種多様なニーズに応えながら、全国森林計画に即し、他の計画区との調整を図り、森林整備や保全の目標、立木竹の伐採、造林、間伐、林道の開設等に関する事項を明らかにする。

なお、市町村においては、市町村森林整備計画の策定に当たり、本計画を指針として関係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

4 主な計画量の概要

本計画区における計画期間（令和8年度～令和17年度）の主な計画量については、全国森林計画で定める計画量に即し、次のとおりとする。

(1) 主伐等伐採立木材積

主伐及び間伐に関する伐採立木材積については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎える中、森林の有する公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の確立を目指すこととする。

また、長伐期化や針広混交林化を積極的に促進し、伐採方法については、皆伐から間伐・択伐への移行に努めることとする。

単位 材積：千 m^3

区 分	主 伐			間 伐
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
前 期 (R8-R12)	480	170	650	350
後 期 (R13-R17)	750	250	1,000	300
計 (R8-R17)	1,230	420	1,650	650

(2) 造林・間伐面積

造林については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、伐採後は、人工造林又は天然更新によって速やか、かつ、適確な更新を図り造林未済地の発生を抑制する。

また、間伐については、利用間伐を促進する。

単位 面積：ha

区 分	造 林			間 伐
	人工造林	天然更新	計	針葉樹
前 期 (R8-R12)	1,700	1,500	3,200	6,100
後 期 (R13-R17)	2,600	2,100	4,700	5,220
計 (R8-R17)	4,300	3,600	7,900	11,320

(3) 林道の開設及び拡張

林道の開設及び拡張については、効率的な森林施業及び森林の適切な管理に必要な林道を計画的に整備する。

単位 延長：m

区 分	開 設		拡 張	
	路線数	延 長	路線数	延 長
前 期 (R8-R12)	2	3,400	6	7,930
後 期 (R13-R17)	11	10,000	-	-
計 (R8-R17)	13	13,400	6	7,930

注（ ）内の数値は、路線数のうち前期から継続のものであること。

(4) 保安林の指定又は解除

保安林については、保安林配備の現状を踏まえ、水源の涵養等森林の有する公益的機能の確保のため、必要のある森林について計画的に指定する。

単位 面積：ha

区 分	指定面積	解除面積	期末面積
前 期 (R8-R12)	2,680	-	30,675
後 期 (R13-R17)	2,680	-	33,355
計 (R8-R17)	5,360	-	

注 指定面積については、重複して指定する保安林面積の累計であること。

(5) 治山事業

治山事業の施工地については、災害に強い地域づくりや豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、計画的に整備する。

単位 地区

区 分	保安林 整 備	山 地 治 山	地すべり	計
前 期 (R8-R12)	-	9	-	9
後 期 (R13-R17)	-	9	-	9
計 (R8-R17)	-	18	-	18

5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）

(1) 県産木材の利用拡大に向けた取組

森林資源を有効に活用し、住宅や店舗等非住宅建築物での県産木材の利用拡大を図るため、建築事業者へのPRや木造住宅の施主となる県民への理解醸成が必要です。

そこで、盛岡広域振興局林務部では、建築事業者に県産木材の魅力を理解してもらうためのセミナー開催や国立競技場を手掛けた設計事務所などを招いた原木市場や製材工場の現場見学会を開催したほか、多くの方々に県産木材に触れていただくため、アカマツ材や広葉樹材を使用したテーブルやイスを盛岡バスセンターの待合室に設置するなど県産木材の利用拡大に向けた取組を行っています。

また、県では、10月の県産木材等利用推進月間に合わせ、ショッピングモール等において「いわて木づかいフェスタ」を開催するなど、県産木材を利用促進に取り組んでいます。



木材利用見学会（盛岡市本宮 ビバテラス）



盛岡バスセンターに設置した木製テーブル等

(2) 伐採作業の安全確保に向けた取組

盛岡広域振興局林務部では、若手林業従事者の作業技術の向上及び安全作業に対する意識醸成などを目的に安全伐倒競技会を開催しています。

競技会の配点は、簡易伐倒の精度による加点と危険行動による減点など、安全な伐倒作業が高得点となるように設定されており、労働災害を防止するための安全作業を強く意識した内容となっています。

競技会では、事前練習と比べて伐倒技術や安全意識の向上が見られたほか、令和6年度に新設した高校生の部に参加した生徒からは「今回の経験を進路に活かしたい」といった感想もあったことから、新規就労者の確保につながることを期待されます。



伐倒競技でチェーンソーを操作する出場者



高校生への競技会のルール説明

(3) 森林経営管理制度の推進

平成31年4月1日に施行された森林経営管理制度の取組は、北上川上流流域の市町において森林環境譲与税を活用しながら進められています。

盛岡市では、集約化のまとまりを意識して区割りした32地域ごとに、施業が必要な森林を抽出した上で、地域の整備方針を作成し公表しているほか、令和6年度に市と林業経営体で構成する「盛岡市森林整備連絡会」を設置し、意向調査で斡旋を希望された森林情報等が共有され、市独自の補助事業を活用しながら森林整備が進められています。

また、紫波町では、林業経営に適する森林を林業事業体に斡旋し、それ以外を町が森林経営管理事業で整備する方針で取組を進めています。町に経営管理の委託を希望している森林は、現況調査を行い森林整備が必要な箇所について集積計画を策定し、市町村経営管理事業を行っています。意向調査が一巡し、必要な箇所の森林整備を実施した後は、小規模で路網がない条件不利地の森林について、町としての今後の森林管理の方針検討と作業道整備の計画策定を進めていく予定となっています。



盛岡市森林整備連絡会の開催状況



森林経営管理事業による保育間伐（紫波町）

(4) 原木しいたけの産地再生に向けた取組

東日本大震災津波による原発事故により、原木露地栽培の出荷制限など生産活動に大きな影響を受けた原木しいたけの産地再生を図るため、県では市町村や関係団体等と連携した取組を進めています。

盛岡広域振興局林務部では、価格高騰により調達が困難な状況となっている原木確保への支援、生産技術の向上を目的とした交流会の開催、試食販売会の開催や首都圏のスーパー等への売り込みなど販路の拡大に向けた取組を行っています。



生産技術交流会（岩手町）



試食販売会（盛岡競馬場）

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		101,076	
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	47,933	
	滝沢市	5,520	
	雫石町	16,983	
	岩手町	21,579	
	紫波町	8,472	
	矢巾町	590	

注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。

3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、盛岡広域振興局林務部及び関係市町とする。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林	
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林	
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	
保健・レクリエーション機能	身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
生物多様性保全機能	<p>全ての森林が発揮する機能であるが、属地的に機能が発揮されるものとして、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林</p>	
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、7つの機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）を基礎的な指標とする。また、それぞれの森林が有する機能に応じて、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

さらに、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置や気象条件からみて風害、霧害等の気象災害等を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する多面的機能の発揮に向けて、(2)に定める「森林整備及び保全の基本方針」を踏まえ、以下のとおり誘導する。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林	47,405	45,851
	育 成 複 層 林	4,900	8,719
	天 然 生 林	48,770	46,506
森 林 蓄 積		233	237

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

3 天然生林

主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の「計画量等」を踏まえ、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められる「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとする。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

ア 森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るほか、伐採後の的確な更新を確保するものとする。

伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

イ 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与えるおそれがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2 m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

ウ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うこととする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

エ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

オ 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目 安（年）	伐区の設定 方 法 等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	1伐区20m×20mで 4箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程 度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

カ 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木など、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、「標準伐期齢」は市町村森林整備計画で定められるものであるが当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 年

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
北上川上流	45	40	35	45	25

(3) その他必要な事項

ア 県土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要がある森林については、市町村森林整備計画において伐採の方法を特定し、環境に配慮した伐採を行うよう努める。

イ 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図る。

ウ 近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、生産性向上など花粉発生源対策の取組を促進する。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の対象樹種」についての指針は、郷土樹種も考慮に入れて、森林計画区の自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の導入及び増加に努めるものとする。

また、アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を植栽することとする。

対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹
------	---------------------------

市町村森林整備計画で上記以外の樹種を定める場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

a 皆伐後の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	スギ	アカマツ	カラマツ
植栽本数	3,000本/ha	4,000本/ha	2,500本/ha
	〔疎～密〕 〔1,000～4,000本/ha〕	〔疎～密〕 〔2,800～5,000本/ha〕	〔疎～密〕 〔1,000～3,000本/ha〕

市町村森林整備計画で上記の範囲を超えて標準植栽本数を定める場合には、確実な更新が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

b 非皆伐後の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うこととする。

なお、地拵えの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定することとする。

b 植付けの方法

作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うこととする。

c 低コスト造林の導入

効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた低密度となる本数の苗木の植栽、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林への早期回復により公益的機能の維持を図るため、次のとおりとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの対象森林の現況のほか、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる「天然更新に関する事項」についての指針は、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおりとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象樹種は、全ての針葉樹、ホオノキ^{*}、クリ^{*}、ナラ類^{*}、カエデ類^{*}、ミズキ、ハリギリ、サクラ類^{*}、ケヤキ^{*}、クルミ類^{*}、ブナ^{*}等、将来樹冠を形成する樹種（高木性）とする。

※ ぼう芽更新が期待できる樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とし、それぞれの森林の状況に応じて行う必要な更新補助の作業は次のとおりとする。

(ア) ぼう芽更新

根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生效后4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として芽かきを行うこととする。

また、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を勘案し、必要に応じて植え込みを行うこととする。

(イ) 天然下種更新

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）に基づき、伐採後おおむね5年を経過した時点で更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

エ 更新完了基準

(ア) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね30 cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

(イ) 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1 haあたり2,000本以上であることとする。

(ウ) 上記(イ)の条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施する。

(エ) 上記(イ)の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

オ 更新調査の方法

(ア) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とする。

(イ) 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

a 1箇所あたりの標準地の大きさは、5 m×4 mとする。

b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3箇所以上
	5 ha 以上	5箇所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在」は、市町村森林整備計画において定めることとし、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」についての指針は、次のとおりとする。

森林の有する多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、天然更新が期待できない森林について定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 再造林の促進

針葉樹人工林については、資源の保続や齢級構成の平準化に向け、適地適木を基本としながら、伐採後の再造林を積極的に促進する。

なお、カラマツは、合板・集成材としての需要が高く、資源の枯渇が懸念されることから、生育適地においては再造林を促進する。

さらに、花粉の発生源となるスギ人工林については、花粉の少ない森林への転換を行う花粉発生源対策の取組を促進する。

イ 広葉樹資源の持続的利用

広葉樹は、製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されており、資源を持続的に利用していくため、適期に伐採・更新を図るとともに、林地の保全など環境に配慮した施業を促進する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法等を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

樹種	間伐の時期の目安	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

○ 間伐の方法

間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用することとし、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画において保育を行う際の規範として定められる「保育の種類別の標準的な方法」についての指針は、立木の生育促進及び森林の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

樹種	保育の種類	実施林齢															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切							○				○					
	除伐								○					○			
	枝打ち											○					○
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐							○								○	
カラマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐								○							○	

○ 保育の考え方

保育作業	考え方
下刈	<p>目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。</p> <p>また、その実施時期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。</p>
除伐	<p>下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。</p> <p>また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとする。</p>

(3) その他必要な事項

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努める。

- イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の定着を図る。
- ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、列状間伐を導入するなど生息環境の確保に配慮する。
- エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、未利用間伐材の利用促進に努める。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」という。）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）に区分し、発揮を期待する機能に応じた森林整備及び保全を図ることとしている。

本県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプに区分している。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」とする。

市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針は次のとおりとする。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針に準拠し、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

県の区分	区域の設定基準
生態系保全森林 (悠久の森)	<ul style="list-style-type: none">・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域・ 鳥獣保護区特別保護地区・ 県指定自然環境保全地域特別地区・ 民有林緑の回廊

県の区分	区域の設定基準
<p>生活環境保全森林 (ふれあいの森)</p>	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（飛砂防備、防風、潮害防備、防雪、防霧、防火、魚つき、航行目標、保健、風致） ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の普通地域等 ・ 都市計画法による風致地区 ・ 史跡名勝天然記念物にかかる森林 ・ 特別緑地保全地区、県指定環境緑地保全地域 ・ 生活環境保全機能又は保健文化機能が高位の森林
<p>県土水源保全森林 (ほぜんの森)</p>	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」及び「生活環境保全森林（ふれあいの森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止） ・ 保安施設地区、砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 水源涵養機能又は山地災害防止機能が高位であつて、木材等生産機能が低位であり、かつ、傾斜 20 度以上、かつ、年平均成長量が 5 m³/ha 未満である森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
生態系保全主森林 (悠久の森)	保健文化機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。) 	<p>① 択伐による複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>② 複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」以外の複層林施業を推進すべき森林</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 	<p>③ 長伐期施業を推進すべき森林 左記森林のうち、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能な上記①、②以外の森林</p> <p>主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>
生活環境保全主森林 (ふれあいの森)	快適環境形成機能 維持増進森林	<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜が急な箇所 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>【地質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基岩の風化が異常に進んだ箇所 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 破碎帯又は断層線上にある箇所 流れ盤となっている箇所 <p>【土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 土層内に異常な滞水層がある箇所 石礫地から成っている箇所 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所 	<p>下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。</p>
		<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の高い地域 傾斜が急峻な地域 谷密度の大きい地域 起伏量の大きい地域 溪床又は河床勾配の急な地域 掌状型集水区域 <p>【気象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均又は季節的降水量の多い地域 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域 <p>上記以外の森林</p>	
県土水源保全主森林 (ほぜんの森)	水源涵養機能維持増進森林	<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の高い地域 傾斜が急峻な地域 谷密度の大きい地域 起伏量の大きい地域 溪床又は河床勾配の急な地域 掌状型集水区域 <p>【気象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均又は季節的降水量の多い地域 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域 	<p>下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大する。</p>
		<p>上記以外の森林</p>	

注1 区域内において各公益的機能の維持増進を図るための森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めること。

2 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- 保安林、保安施設地区内の森林
- その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

県の区分	区域の設定基準
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する木材等生産機能の発揮を重視する森林で、(1) のアの区分(生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林)以外の森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 材木の生育に適した森林で、路網の整備状況等から効率的な森林施業が可能な森林 木材生産等機能が高位であり、自然条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林 	<p>木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p> <p>また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行う。</p>
	特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> 木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林 	

注1 木材等生産機能維持増進森林の区域が公益的機能別施業森林と重複する場合は、公益的機能の発揮に支障がないように定めること。

2 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- ・ 保安林、保安施設地区内の森林
- ・ その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(3) その他必要な事項

なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、Ⅱ第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

なお、林道の整備については、森林経営計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえて推進することとする。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を進めることとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	165	442
うち林業専用道	2	5

注1 林道等路網：一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」の総称

2 基幹路網：「林道」と「林業専用道」の総称

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網開設に当たっては、「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として、林道、林業専用道及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
		路 網 密 度	基 幹 路 網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	30以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60〈50〉以上	16以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上	16以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- 注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。
- 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
 - 3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。タワーヤード等を活用する。
 - 4 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について（平成25年10月21日付け森整第500号森林整備課総括課長通知）により、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域とする。

区域の設定に当たっては、次の箇所について設定を検討することとする。

- ア 木材生産機能が高い森林（木材等生産機能維持増進森林のゾーニング区域）
- イ 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- ウ 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- エ 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に則り開設すること。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け22林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新や林地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

○ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	搬出方法
総数		8,687	
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	5,041	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
	滝沢市	232	
	雫石町	1,149	
	岩手町	1,363	
	紫波町	845	
	矢巾町	56	

注1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(6) その他必要な事項

搬出のため森林作業道を開設する場合は、極力地形に沿った路線形とし、切土、盛土、及び捨土は必要最小限にとどめ、必要に応じて、法面の安定のための法面保護工、雨水及び溪流による浸食を防ぐための排水施設などを施工することにより、林地の荒廃や下流への土砂の流出を未然に防止する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、森林経営管理制度の活用促進、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

「岩手県意欲と能力のある林業経営体」など、長期にわたり持続的な林業経営と適正な森林管理を実現できる経営体による施業集約化や長期施業受委託を促進する。

また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林関連情報の提供や森林経営計画作成等による施業集約化を担う森林施業プランナーの育成など、支援体制の整備に積極的に努めることとする。

イ 国有林との連携の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用し、経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成・確保を図るため、いわて林業アカデミーによる森林・林業の知識や技術の習得を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる段階的かつ体系的な研修等との連携により林業従事者のキャリア形成を支援する。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険や退職金共済制度への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し、労働環境の改善を図る。

イ 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

長期にわたる持続的な森林経営の実現に向けて、ICTを活用した森林管理の省力化と、森林施業の集約化による事業量の安定的確保や生産性の向上などにより、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等の経営力強化を図る。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を促進するとともに、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件や路網の整備状況等、地域の特性に応じて効率的な作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとする。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮することとする。

イ 機械作業システムの目標

機械作業システムの目標は、地形や経営形態等の地域の特性に応じて、次のとおりとする。

区 分		車両架線系別	主な高性能林業機械
大規模	緩傾斜地	車両系	ハーベスタ（伐倒・造材）、フォワーダ（搬出）
	急傾斜地	架線系	タワーヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）
小規模	緩傾斜地	車両系	木寄ウィンチ付グラップル（搬出）、プロセッサ（造材）
	急傾斜地	架線系	スイングヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 素材の安定供給体制の強化

意欲と能力のある林業経営体等の育成・強化や高性能林業機械導入、林内路網の整備などによる低コスト素材生産の促進及び関係団体等による県産木材供給連絡会議を通じて、大口需要者などへ向けた素材の安定供給体制の一層の強化に取り組む。

イ 木材加工事業体の育成・強化

需要者のニーズに対応した乾燥材等の品質が確かな製材品等の供給体制の整備を図るとともに、素材生産から製品加工に至るまでの事業体間の連携強化により外材や県外製材品等に対する競争力の強化に取り組む。

ウ 林産物の需要拡大

木材市場、合板工場、集成材工場等の連携により地域材の需要拡大を図るとともに、木質資源の多段階的利用を推進するため、土木用資材等として間伐材等の中小径材の利用を促進する。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

木質バイオマスについては、令和5年3月に策定した「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）」に即し、未利用間伐材や林地残材、製材工場等で発生する製材端材を利用するなど、未利用材の有効活用を促進する。

(6) その他必要な事項

流域森林・林業活性化センター等の活動を中心に、市町村、林業関係者、地域住民等の合意形成の下、川上から川下まで連携し、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
総 数		40,729			
盛 岡 市	1～2, 4～69, 74～88, 90～102, 105～110, 116, 121～125, 127～129, 132～134, 136～137, 140～141, 143～144, 147, 152～155, 158～159, 161～164, 167～168, 170～179, 181, 183, 192～193, 195～211, 213～224, 229～231, 234, 238～240, 242～243, 245～247, 249～251, 257, 259～261, 263～264, 266～270, 272～276, 278～284, 286, 289～297, 299, 303～304, 306～312, 315～318, 320～322, 326～330, 332～338, 341～343, 345～352, 354, 356～377, 381, 384～387, 1001～1038, 1041～1053, 1058, 1060～1107, 1109, 1111～1113, 1116～1133, 1147, 1161～1167, 1186～1195, 1200, 1211～1219, 1222～1223, 1225～1232, 1235～1238, 1243～1245, 1248, 1250～1251, 1253～1254, 1257, 1263	19,437	1 保安林等制限林については、制限林の施業方法によることとする。 2 その他の区域（山地災害防止機能の高い森林）については、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止に留意することとし、伐採に当たっては、択伐、小面積皆伐等の施業が望ましい。また、搬出に当たっては、できるだけ積雪時の冬期搬出や架線集材が望ましい。	水かん 土流 土崩 干害 雪崩 保健	9,187 2,967 114 11 25 265
滝 沢 市	2, 8, 16～17, 21, 25～33, 35～38, 40, 42～56, 58～70, 72～83	1,371		水かん 土流 土崩 防風 水害 干害 保健	598 70 5 0 0 45 45
雫 石 町	1, 3～5, 7～12, 15～84, 86～95, 98～99, 102, 104～109, 112～119, 121～128, 130, 132～133, 135～146, 148, 150～158, 162～164, 167, 169～183, 185～188, 192～194, 197, 199～208, 211～215, 218～237, 239～248, 251, 253～263, 266～267, 269～273, 275～278, 280～285	8,584		水かん 土流 土崩 水害 干害 保健	3,658 2,887 66 2 69 69
岩 手 町	1～2, 6～7, 9～11, 14～15, 19～33, 37～41, 45～46, 52～54, 56～66, 70～71, 73～77, 79, 83～87, 89, 93～95, 97～100, 102～103, 106, 108～126, 128～129, 134～136, 150～151, 154～156, 162, 164～167, 169～171, 173～176, 178～185, 188, 193～195, 197～269, 271～275, 277, 284～285, 287～290	9,127		水かん 土流 土崩	4,983 1,710 202

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
紫 波 町	1, 8, 10～22, 25～30, 34～36, 39～43, 45～47, 49～63, 67～71, 73～75, 78～85, 88, 91～96, 98～99, 103～110, 113～114, 116～123, 129～135, 137, 145～154	2, 111		水かん	542
				土流	88
				土崩	4
				干害	6
				保健	6
矢 巾 町	1～7, 14	98		土流	42

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林 土 流 = 土砂流出防備保安林 土 崩 = 土砂崩壊防備保安林
 飛 砂 = 飛砂防備保安林 防 風 = 防風保安林 潮 害 = 潮害防備保安林
 干 害 = 干害防備保安林 雪 崩 = なだれ防止保安林 魚つき = 魚つき保安林
 保 健 = 保健保安林

2 備考欄の数字は重複する保安林面積である。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

○ 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	搬出方法	
総数		8,687		
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	83～88, 95, 100, 121, 124～125, 127～128, 136, 140～141, 143, 153～155, 158～159, 163～164, 167～168, 170～171, 181, 183, 192, 195～198, 200～211, 213～218, 220～223, 229～230, 234, 242, 264, 273～275, 278～279, 281～282, 284, 286, 297, 299, 303～304, 306～310, 316～318, 328～330, 332, 334～338, 345～347, 349～352, 356, 358～360, 362～374, 376, 384～387, 1001～1032, 1034, 1038, 1041～1042, 1050, 1052, 1058, 1060～1068, 1070～1103, 1105～1107, 1109, 1112～1113, 1116, 1120～1122, 1124～1127, 1250, 1254, 1263	5,041	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
	滝沢市	2, 16, 32, 36, 38, 40, 43, 45～47, 49～55, 62, 64, 66～68, 72～79, 82	232	
	雫石町	1, 3～5, 7～12, 15～16, 57～63, 72, 75～78, 82～84, 86～87, 89～92, 94～95, 99, 102, 104～107, 109, 112～117, 119, 121～125, 130, 137～142, 144～146, 148, 150～151, 155～156, 192～193, 205, 212～215, 218～228, 231, 233, 235～237, 239～242, 246～247, 251, 253～257, 267, 269～273, 275～276, 278, 280～281	1,149	
	岩手町	1～2, 7, 9～10, 19～20, 22, 38～41, 56～59, 63～66, 75～77, 79, 86～87, 97～99, 102～103, 108～114, 116, 121～123, 126, 129, 134～135, 151, 155～156, 164～165, 171, 173～176, 178～179, 188, 194～195, 197～209, 213, 241, 263～264, 267, 271～273, 287～289	1,363	
	紫波町	1, 8, 10～14, 17～20, 26～28, 34, 36, 40～43, 45～47, 49～51, 54～57, 59～63, 67～71, 73～75, 78～85, 88, 91, 93～95, 98～99, 103～104, 106～110, 113～114, 116～123, 129～135, 137, 145～147, 149～154	845	
	矢巾町	1～7	56	

注1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、森林の適切な保全と利用との調整を図ることとし、飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質を変更する場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用と森林の現況並びに土地の形質を変更する目的・内容を総合的に勘案しつつ、実施地区の選定を適切に行うこととし、次の事項に留意する。

なお、太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大ききことなどから、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準を適正に運用するとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

さらに、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

ア 土砂の流出又は崩壊その他災害の防止に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する行為が現地地形に沿って行われること及び土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (イ) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、法面の安定を確保する工法で行うとともに、切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生ずるときは、その法面の地質、土質、高さからみて崩壊のおそれのない勾配とすること。また、必要に応じて排水施設や小段の設置、又はその他の措置を適切に行うこと。
- (ロ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(イ)によることが困難であるか、若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁又はその他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこと。
- (ハ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を行うこと。
- (ニ) 土地の形質を変更する行為に伴い、相当量の土砂が流出し、下流流域に災害が発生するおそれがある場合には、先行して十分な容量及び構造のえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に行うこと。
- (ホ) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を持つ排水施設を設置すること。
- (ヘ) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。
- (ロ) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵若しくはなだれ防止柵の設置やその他の措置を適切に行うこと。

イ 水害の発生の防止に関すること

現に森林の有する水害の防止機能に依存している地域において、土地の形質の変更により流量が増加し水害が発生するおそれがある場合は、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。

ウ 水源の確保に関すること

- (ア) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林において、土地の形質を変更しようとする場合、周辺における水利用の実態等からみて、水量を確保する必要があるときは、貯水池や導水路の設置又はその他の措置を適切に行うこと。
- (イ) 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置、その他の措置を適切に行うこと。

エ 環境の保全に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、土地の形質を変更する箇所の周辺に、森林・緑地の残置又は造成を適切に行うこと。
- (イ) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、土地の形質を変更しようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は造成を行うこと。
- (ウ) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう配慮すること。特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、土地の形質の変更により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また土地の形質の変更後に設置される施設の周辺に森林を残置、造成する等の適切な措置を行うこと。

(4) その他必要な事項

なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

地域住民の安全・安心を確保し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、治山施設の整備や保安林機能が低下している荒廃森林を早期に復旧する治山事業を計画的に進めるとともに、豪雨、地震、地すべり等により山地災害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

なお、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や、渓流域での危険木の伐採等の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図るものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害発生のおそれがある森林について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣害による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置や当該対象鳥獣の捕獲等の鳥獣害防止対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等によりモニタリングを行い、その結果を踏まえ、効果的な鳥獣害防止対策の実施を図るものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫によるマツ枯れやカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

また、被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図る
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図る
隣接地域	先端地域と高被害地域の間位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(7) 松林の機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき森林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき森林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が終了するまでの間は暫定的に駆除措置を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林においては、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不良木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（令和5年2月27日森整第745号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づき、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガキクイムシが羽化脱出するまでに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮するものとする。

そのため、適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の大部分は人為的原因によることから、関係者が連携して巡視を強化するとともに、入山者、農業者等への啓発を行うこととする。

延焼防止に資する防火帯を兼ねた路網の整備や、適切な間伐の実施が林野火災を予防する上で有効な対策であることから、計画的に整備を行うものとする。

また、森林またはその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、森林法第21条の規定に基づく市町村の長による許可を受けて行うよう指導を徹底する。

(4) その他必要な事項

なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に推進することにより、森林の有する保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、保健文化機能の高い森林のうち、次に掲げる基準に基づき設定するものとする。

- (1) 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林のうち、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- (2) 地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行い、森林資源の総合的な利用を促進することが適当であること。
- (3) 施業の担い手となる森林組合等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業が可能であること。
- (4) その森林の区域内における森林保健施設整備の状況及び見込み等からみて森林所有者の意向等による施設の整備が行われる見込みのあること。
- (5) 森林保健施設の設置により、その森林が現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業は、森林の有する保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴い低下する水源の涵養、県土保全等の機能を補完するため次の点に留意するものとする。

ア 造林

原則として、育成複層林にあつては、これを維持するための造林を推進すること。育成単層林、天然生林にあつては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、間伐等を行うことにより育成複層林への誘導を推進すること。

イ 保育

森林の有する諸機能の保全等とともに、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこと。

ウ 伐採

自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、皆伐以外の方法とすること。

エ その他

(ア) 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行うこと。

(イ) 森林の所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行うこと。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、各種の施設を適切に整備することによって、森林の有する保健機能の増進が適切に図られるよう努めるものとする。整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

(ア) 休養施設

【森林を利活用した快適性の増進のための施設】

休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設

(イ) 教養文化施設	【森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設】 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
(ウ) スポーツ又はレクリエーション施設	【森林を利活用したスポーツ施設又はレクリエーションに資するための施設】 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
(エ) 宿泊施設	【森林への滞在及び森林内の活動の利便性を増進するための施設】 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
(オ) これらの施設の利用上必要な施設	【(イ)から(エ)までに掲げる施設の利用上必要な施設】 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理及び運営の指針

森林の保全と両立した森林の有する保健機能の増進が図られることを旨とし、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて次の点に留意するものとする。

- (ア) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保全及び森林保健施設の維持・管理を行うとともに、これらの実施体制の確立に努めること。
- (イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。
- (ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全確保と円滑化に努めること。

イ 保健機能森林における建築物の高さの指針

施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高)未満とすること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(1) 計画期間総数（令和8年度～令和17年度）

単位 材積：千m³

区 分		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数		2,300	1,880	420	1,650	1,230	420	650	650	-
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	1,117	875	242	819	577	242	298	298	-
	滝沢市	128	109	19	101	82	19	27	27	-
	雫石町	414	357	57	310	253	57	104	104	-
	岩手町	395	326	69	282	213	69	113	113	-
	紫波町	208	177	31	128	97	31	80	80	-
	矢巾町	38	36	2	10	8	2	28	28	-

(2) 前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）

単位 材積：千m³

区 分		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数		1,000	830	170	650	480	170	350	350	-
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	482	385	97	322	225	97	160	160	-
	滝沢市	55	47	8	40	32	8	15	15	-
	雫石町	178	155	23	122	99	23	56	56	-
	岩手町	172	144	28	111	83	28	61	61	-
	紫波町	94	81	13	51	38	13	43	43	-
	矢巾町	19	18	1	4	3	1	15	15	-

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

(1) 計画期間総数（令和8年度～令和17年度）

単位 面積：ha

区 分		計画期間総数（R8～R17）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		7,900	4,300	3,600
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	4,090	2,020	2,070
	滝沢市	460	280	180
	雫石町	1,370	890	480
	岩手町	1,340	750	590
	紫波町	600	330	270
	矢巾町	40	30	10

(2) 前半5年分の計画量（令和8年度～令和12年度）

単位 面積：ha

区 分		前半5年分の計画量（R8～R12）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		3,200	1,700	1,500
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	1,670	800	870
	滝沢市	180	110	70
	雫石町	550	350	200
	岩手町	550	300	250
	紫波町	240	130	110
	矢巾町	10	10	-

3 間伐面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	
		計 画 期 間 総 数 （R8～R17）	前 半 5 年 分 の 計 画 量 （R8～R12）
総 数		11,320	6,100
市 町 村 別 内 訳	盛岡市	5,100	2,750
	滝沢市	500	250
	雫石町	1,800	1,000
	岩手町	2,100	1,150
	紫波町	1,400	700
	矢巾町	420	250

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考	
開設	自動車道	林道	雫石町	夜明沢	2.50	206	-			
				小杉沢	1.50	141	-			
				計	2路線	4.00				
				前期	0路線	-				
				後期	2路線	4.00				
			林道	紫波町	夏梨	2.10	59	-		
		内方			2.50	110	○			
		大内渡			0.40	96	-			
		トゲ沢			0.53	121	-			
		川崎			0.54	79	-			
		新山			0.53	105	-			
		大明神馬の子			0.75	190	-			
		外野			0.30	32	-			
		木戸脇			0.53	73	-			
		黒森			0.32	74	-			
		大明神2号			0.90	47	○			
				計	11路線	9.40				
				前期	2路線	3.40				
				後期	9路線	6.00				
		計 画 区		合計	13路線	13.40				
	前期		2路線	3.40						
	後期		11路線	10.00						

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
拡張	舗 装	林 道	盛 岡 市	狼 峠	1.63	53	○		
				一 盃 森	0.82	203	○		
	改 良			砂 子 沢	0.01	312	○		
				米 内 川	0.04	5,248	○		
		計		4 路 線	2.50				
		前 期		4 路 線	2.50				
		後 期		0 路 線	-				
	改 良	林 道	雫 石 町	小 志 戸 前 川	0.01	684	○		
		計		1 路 線	0.01				
		前 期		1 路 線	0.01				
		後 期		0 路 線	-				
	改 良	林 道	紫 波 町	鍵 掛 峠	5.42	584	○		
		計		1 路 線	5.42				
		前 期		1 路 線	5.42				
		後 期		0 路 線	-				
計 画 区			合 計	6 路 線	7.93				
			前 期	6 路 線	7.93				
			後 期	0 路 線	-				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	33,355	30,675	
水源涵養のための保安林	23,958	21,528	
災害防備のための保安林	8,943	8,693	
保健、風致の保存等のための保安林	454	454	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市 町 村	区 域		うち前半5年分		
指定	水源かん	盛岡市	浅岸	530	365	水源の涵養	
			上米内	202	139		
			下米内	37			
			新庄	663	457		
			繫	98			
			乙部	61			
			大ヶ生	174	120		
			手代森	61			
			湯沢	15			
			砂子沢	111	76		
			川目	236	163		
			根田茂	209	144		
			梁川	211	145		
			藪川	22			
	川又	53					
	馬場	111	77				
	滝沢市	大沢	30				
		篠木	40				
	雫石町	御明神	192	132			
		橋場	61				
		上野	80	55			
西安庭		239	165				
南畑		180	124				
	鶯宿	55					

単位 面積：ha

指定 ／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
解 除							
		計		-			
		前 期		-			
		後 期		-			
		合 計		-			
		前 期		-			
	後 期		-				

注 該当がないものは「-」で示した。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐 採 の 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水源かん養	-	100	7,190	7,190	7,190
災害防備	50	100	5,240	5,240	5,240
保健、風致 の保存等	-	-	180	180	180
計	50	200	12,610	12,610	12,610

注 該当がないものは「-」で示した。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

種類	森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
山 地 治 山	盛岡市	網 取	1	1	溪 間 工	
		上 平	1	1		
		米 内 川	1	1		
		畑 井 野	1	1	山 腹 工	
		北 久 保	1	1		
		飛 鳥	1		溪 間 工	
	雫石町	志 戸 前 川	1	1	溪 間 工	
		赤 沢 川	1	1		
		白 川 沢	1	1		
		八 丁 野	1			
		天 川	1			
		栃 坂 沢	1			
		湯 の 沢	1			
		小 志 戸 前	1			
	篠 ケ 川 原	1				
	岩手町	丸 泉 寺	1		溪 間 工	
	紫波町	上 山	1		溪 間 工	
	矢巾町	南 昌	1	1	溪 間 工	
	計		18	9		
	前 期		9			
	後 期		9			
合計	合 計		18	9		
	前 期		9			
	後 期		9			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 其他必要な事項

1 保安林其他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備 考			
	市 町 村	区 域						
水 源 か ん 養 保 安 林	盛岡市 (土流) (保健) (県立二) (県立三)	4～63, 67～68, 82～84, 91～94, 106～109, 132, 172～179, 218, 245, 266～270, 272, 280, 289～296, 320, 346, 348, 350, 357, 372～375, 377, 381, 1045～1051, 1053, 1111, 1128, 1133, 1161, 1164, 1166～1167, 1186～1195, 1200, 1211～1219, 1222～1223, 1225～1231, 1235～1237, 1257	9187.31 (10.35) (113.47) (31.56) (73.57)	別紙1の とおり	注3 参照			
	滝沢市	8, 17, 54, 56, 58～63, 69～70	597.84					
	雫石町 (砂防指定)	5, 17～18, 31～33, 37, 56, 62～76, 79, 81, 93～94, 135～136, 162～164, 167, 169～182, 185～188, 197, 199～205, 221, 229～232, 234～237, 239, 242～245, 256～263	3658.38 (3.99)					
	岩手町 (土崩)	14～15, 19, 21, 24～33, 70～71, 83～84, 89, 93～95, 180～185, 211～225, 227, 233～235, 238～242, 246～261, 269	4982.79 (3.59)					
	紫波町	12～13, 19～22, 28～30, 34, 39～41, 58, 73, 98	542.37					
	種類計 (土流) (土崩) (保健) (砂防指定) (県立二) (県立三)		18968.69 (10.35) (3.59) (113.47) (3.99) (31.56) (73.57)					
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	盛岡市 (水かん) (保健)	1～2, 7, 11～12, 22, 24, 26, 51, 56～57, 59, 61～69, 74～78, 80～81, 85～86, 88, 90～91, 96～99, 101～102, 105, 110, 116, 122, 124, 129, 133～134, 161～162, 198～199, 201～202, 205, 208～211, 213, 243, 246～247, 249～251, 257, 259～261, 263～264, 266, 269～270, 275～276, 281～284, 307～308, 311～312, 320～321, 326, 1042～1045, 1127, 1129～1133			2,967.03 (10.35) (126.48)		
		滝沢市 (防風)	25～26, 74			69.68 (0.33)		
		雫石町 (史跡名勝)	5, 9～10, 12, 18～30, 34～36, 38～58, 63～64, 74～78, 80, 86, 89～90, 108, 114～116, 122～124, 152, 194, 255, 271			2,886.99 (2.09)		
		岩手町	97～98, 114～120, 135, 150～151, 165～167, 193～194, 217, 221, 226～232, 236～237, 240～246, 269, 274～275, 277, 284～285			1,710.38		
紫波町		8, 10, 12～13, 25, 40, 42～43, 45～47	88.11					
矢巾町		1, 4, 14	41.90					
種類計 (水かん) (防風) (保健) (史跡名勝)			7,764.09 (10.35) (0.33) (126.48) (2.09)					

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施 業 方 法	備 考
	市 町 村	区 域			
土砂崩壊防備保安林	盛岡市	206, 224, 230~231, 239~240, 286, 326~327, 345, 356	114.48	別紙1のとおり	注3参照
	滝沢市	74, 82	5.01		
	雫石町	89~90, 99, 107, 121, 194, 206~208, 211, 225~226, 240~241, 247~248	66.19		
	岩手町 (水かん)	154, 169~171, 210, 218, 220~221, 236, 238, 246~247, 261~262, 265~266, 268~269, 287, 290	201.97 (3.59)		
	紫波町	19, 107~108	3.84		
	種類計 (水かん)		391.49 (3.59)		
	防風保安林	盛岡市 (県立三)	1134~1135, 1137, 1163		
滝沢市 (土流)		26	8.96 (0.33)		
岩手町		69, 81	30.01		
紫波町		1, 49	2.32		
種類計 (土流) (県立三)			52.76 (0.33) (11.47)		
水害防備保安林		滝沢市	81	0.33	
	雫石町	98, 107, 143	1.80		
	種類計		2.13		
干害防備保安林	盛岡市	341	11.23		
	滝沢市 (保健)	36	44.88 (44.88)		
	雫石町 (保健) (史跡名勝)	151~152	68.71 (68.71) (68.39)		
	紫波町 (保健)	43	5.54 (5.54)		
	種類計 (保健) (史跡名勝)		130.36 (119.13) (68.39)		
	なだれ林防止保安林	盛岡市	250~251		
種類計			25.49		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
保 健 保 安 林	盛岡市 (水かん) (土流) (鳥保護)	66, 79, 377, 1132, 1237	326.89 (113.47) (126.48) (77.95)	別紙1の とおり	注3 参照
	滝沢市 (干害)	36	44.88 (44.88)		
	雫石町 (干害) (史跡名勝)	151~152	68.71 (68.71) (68.39)		
	紫波町 (干害)	43	5.54 (5.54)		
	種類計 (水かん) (土流) (干害) (鳥保護) (史跡名勝)		446.02 (113.47) (126.48) (119.13) (77.95) (68.39)		
	砂 防 指 定 地	盛岡市 (急傾斜)	208, 213, 238		
	滝沢市	50~52, 64~65, 78~79	26.55		
	雫石町 (水かん)	80~82	30.06 (3.99)		
	岩手町	116, 118~119, 134	8.75		
	紫波町	14~16	14.65		
	種類計 (水かん) (急傾斜)		83.94 (3.99) (0.06)		
国立公園 第三種特別地域	雫石町	118, 121	151.40		
	種類計		151.40		
県立自然公園 第二種特別地域	盛岡市 (水かん)	1136~1138, 1147~1148, 1150, 1152~1162, 1164, 1167~1174, 1176~1185, 1203~1206, 1238, 1240, 1242~1243, 1248	2,304.68 (31.56)		
	種類計 (水かん)		2,304.68 (31.56)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
県立自然公園第三種特別地域	盛岡市 (水かん) (防風)	1069, 1133~1137, 1139~1152, 1159~1167, 1179, 1247~1248	2,451.10 (73.57) (11.47)	別紙2の とおり	
	種類計 (水かん) (防風)		2,451.10 (73.57) (11.47)		
鳥獣保護区特別保護地区	盛岡市 (保健)	66, 79~80	87.65 (77.95)		
	滝沢市	35	8.50		
	種類計 (保健)		96.15 (77.95)		
都市計画法区による風致地	盛岡市 (急傾斜)	123, 135, 225	60.02 (0.04)		
	種類計 (急傾斜)		60.02 (0.04)		
史跡名勝天然記念物にかかる森林	滝沢市	22~23	115.81		
	雫石町 (土流) (干害) (保健)	151~152, 165	185.80 (2.09) (68.39) (68.39)		
	岩手町	4, 9, 59	16.52		
	種類計 (土流) (干害) (保健)		318.13 (2.09) (68.39) (68.39)		
	滝沢市	19, 24~25	17.05		
県指定自然環境保全地域特別地区	種類計		17.05		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
県 環 境 緑 地 保 全 地 域	滝沢市	36	6.28	別紙2の とおり	
	雫石町	119～120	101.71		
	種類計		107.99		
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	盛岡市 (砂防指定) (都市風致)	123, 137, 209, 213	8.61 (0.06) (0.04)		
	雫石町	255	0.87		
	岩手町	135	0.49		
	種類計 (砂防指定) (都市風致)		9.97 (0.06) (0.04)		

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林	砂防指定 = 砂防指定地
土流 = 土砂流出防備保安林	国立三 = 国立公園第3種特別地域
土崩 = 土砂崩壊防備保安林	県立二 = 県立自然公園第2種特別地域
防風 = 防風保安林	県立三 = 県立自然公園第3種特別地域
水害 = 水害防備保安林	鳥保護 = 鳥獣保護区特別保護区
干害 = 干害防備保安林	都市風致 = 都市計画法による風致地区
雪崩 = なだれ防止保安林	史跡名勝 = 史跡名勝天然記念物にかかる森林
保健 = 保健保安林	県環特 = 県指定自然環境保全地域特別地区
	県環緑 = 県環境緑地保全地域
	急傾斜 = 急傾斜地崩壊危険区域

2 市町村欄の（ ）書きは重複する他の制限林の種類であり、面積欄の（ ）書きはその面積の内数である。

3 表の備考の記載は下記のとおり

備考

ただし、平成13年度以前に指定した保安林で法改正による指定施業要件を変更していない保安林の指定施業要件は下記のとおりである。

1 択伐

伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、指定箇所ごとに定められている率を乗じた材積とする。

2 間伐

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 植栽

立木を伐採した後において当該伐採地が植栽によらなければ的確な更新が困難と認められるものについては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、満1年以上の苗をおおむね1ha当たり3,000本以上の割合で均等に分布するように植栽しなければならない。なお、樹種については各保安林ごとに定められているものに限る。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植栽	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

森林法施行令第4条別表第2 抜粋

別紙2 自然公園等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	択伐とする。 伐採を行う場合は、「砂防法施行条例」第5条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
国立公園 第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第2種特別地域	1 択伐法 (1) 伐採が行われる森林の最少区域ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 (2) 伐採の対象となる木竹の林齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りではない。 (3) 公園事業に係る施設及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によること。 2 皆伐法 (1) 伐採の対象となる木竹の林齢は、択伐法と同様とする。 (2) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、樹冠疎密度が3を超え保残木を残す場合又は利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。 (3) 当該伐区が更新して5年を経過していない皆伐による伐区に隣接していないこと。 (4) 利用施設等の周辺において行われるものでないこと。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第3種特別地域	伐採の方法は、国立公園第3種特別地域と同様とする。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣保護区 特別保護地区	1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その他の森林にあつては伐採種を定めない。 2 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要と認められる特定の樹木については禁伐とする。 3 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 一定限度以上の木竹を伐採する場合は、「鳥獣の保護及び猟銃の適正化に関する法律」第29条第7項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
都市計画法による 風致地区	1 皆伐 皆伐後の成林が確実に認められ、伐採区域の面積が1ヘクタールを越えないこと。 2 皆伐以外の伐採 建築物の建築その他工作物の建築または宅地の造成等の行為をするために必要最小限の伐採、森林の択伐または森林区域外の伐採であり、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なう恐れが少ないこと。 3 木竹を伐採する場合には、風致地区内の建築等の規制に関する条例第3条に基づき知事の許可を受ける必要がある。
史跡名勝天然記念物 にかかるとする森林	指定の目的に応じた施業を行う。 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」第125条第1項の規定に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。
県指定自然環境保全地域 特別地区	1 30%以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、例外として2ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとし、伐区はつとめて分散することとする。 2 特別地区内の野生動物保護地区については、禁伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、単木択伐をできるものとし、択伐率は現在蓄積の10%以内とする。 3 木竹を伐採する場合は、「岩手県自然環境保全条例」第15条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
県環境緑地保全地域	伐採は、自然環境の保全に支障をおよぼさないよう配慮して行うものとする。 木材を伐採する場合には、「岩手県自然環境保全条例」第23条に基づき知事に届出を行う必要がある。
急傾斜地崩壊危険区域	択伐とする。 伐採を行う場合は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第7条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。

2 その他必要な事項

(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進

県は、森林所有者に対する適切な森林施業等の指導や、森林経営計画の作成に必要な情報提供等を行うため、森林関連情報の収集・精度向上を推進する。特に、森林所有者情報については、森林法の一部改正により、平成24年4月以降、新たに森林の土地の所有者となった者は市町村長への届出義務が課せられたことから、市町村と情報の共有化を図るほか、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買届出、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査の成果等について情報収集に努める。

(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進

県は、近年、記録的な豪雨による災害が全国各地で頻発していることを踏まえ、土砂の流出等による災害を未然に防止するため、林業事業者等が作成する伐採等に関する行動規範などの参考となる「伐採・搬出・再造林ガイドライン」（令和3年3月26日）を策定し、市町村や林業関係団体・林業事業者に対し周知を図るとともに、林地残材の適切な取扱いなど災害防止に向けた指導を行ってきたところであり、引き続き、市町村や関係団体と連携し、ガイドラインに掲げる具体的な項目を遵守するよう林業事業者に対し徹底していく。

